

保育所入所選考基準の一部改正（文言整理）について

1 改正内容（保育所選考基準 8iv）

改正案	現行
iv <u>育児休業の継続</u> 「希望する保育所等に入所できない場合は、 <u>育児休業の延長も許容できる</u> 」を選択した場合は、当該世帯の指数を適用しない	iv <u>育休延長の希望</u> <u>育児休業の延長を希望する場合は</u> 、当該世帯の指数を適用しない

2 経緯

（育児休業給付金）

- ・雇用保険法施行規則改正、令和7年4月1日施行
- ・育児休業給付の延長は、「速やかな職場復帰を図るために保育所等における保育の利用を希望しているものであると公共職業安定所長が認める場合に限る」と定められた。
- ・市区町村に対する保育の利用の申込みに当たり、入所保留を希望する旨の意思表示を行っていないこと

（参考）育児休業給付延長の申請書類

- ・継続 市が発行する保育所等が利用できない旨の通知（保育所入所保留通知書）
- ・追加 市の保育所等の利用申込書（写し）

3 国が例示している利用申込の方法

(1) 意思確認

市の保育所等の利用申込書に、「就労（育休復職含む）」、「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」との選択肢を設ける。

(2) 指数の減点→選考基準改正

市の保育所等の利用申込書で、「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した場合は、指数を減点する。

(3) 優先的取扱い

(2) を選択した方が指数を減点されることにより、市の保育所等の利用申込書で、「就労（育休復職含む）」を選択すると入所が優先的に取り扱われる。

4 保護者への影響

国が例示している利用申込書のとおり修正した場合、保護者への影響はほぼない。